

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	松戸市 後期高齢者医療制度に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松戸市は、後期高齢者医療制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

松戸市長

公表日

令和3年7月26日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

システム2	
①システムの名称	(2) 庁内共通連携基盤システム(宛名システム等と同義)
②システムの機能	<p>1. 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。</p> <p>2. 宛名情報等管理機能 庁内共通連携基盤システムにおいて宛名情報等を団体内統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し、管理する機能。</p> <p>3. 中間サーバ連携機能 中間サーバ又は中間サーバ端末からの要求に基づき、統一識別番号に連携する宛名情報等を通知する機能。</p> <p>4. 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号に連携する宛名情報等を通知する機能。</p> <p>5. 権限管理機能 団体内統合宛名システム端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能及び個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="radio"/>] その他 (後期高齢者医療システム、中間サーバ)</p>
システム3	
①システムの名称	(3) 中間サーバ
②システムの機能	<p>中間サーバは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存住基システム、統合宛名システム等の各システムとデータの受渡しを行うことにより、符号の取得及び各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。</p> <p>1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」及び情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」を連携し、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4. 既存システム接続機能 中間サーバ及び既存システム、団体内統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する機能。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する機能。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 暗号化/符号機能と、鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する機能。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="radio"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム4									
①システムの名称	番号管理システム								
②システムの機能	<p>地方公共団体情報システム機構が生成した個人番号を各業務システムからの求めに応じ、庁内共通連携基盤システムを通じて必要な場合のみ個人番号を提供する。また、個人番号を必要としない業務については、庁内のみの連携キーである宛名番号を提供し、番号の参照経路を一元化することにより、セキュリティの強化を図る。</p> <p>番号管理システムは、以下の番号を管理する機能を持つ。</p> <ol style="list-style-type: none"> 個人番号 地方公共団体情報システム機構が生成した個人番号。 団体内統合宛名番号 既存業務システムが管理している送付先等の宛名情報を中間サーバの符号及び個人番号と連携させ、個人を一意に特定するための番号。 宛名番号 庁内における各業務システムと宛名及び業務情報のひも付けのために所持する番号。 								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> その他（中間サーバ、他業務システム</td> <td>）</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム	<input checked="" type="checkbox"/> その他（中間サーバ、他業務システム	）
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム								
<input checked="" type="checkbox"/> その他（中間サーバ、他業務システム	）								
3. 特定個人情報ファイル名									
後期高齢者医療システムファイル									
4. 個人番号の利用 ※									
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項、別表第一の59の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第46条 								
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※									
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定								
②法令上の根拠	<p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> <p>(1) 情報提供の根拠 なし（情報提供は行わない。）</p> <p>(2) 情報照会の根拠 ①番号法第19条第7号、別表第二第一欄が「市町村長」であって第二欄に「高齢者の医療の確保に関する法律」を含む項のうち本事務に該当するもの（82の項） ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号） ①に係る事項については未制定</p>								
6. 評価実施機関における担当部署									
①部署	福祉長寿部 国民健康保険課 広域保険担当室								
②所属長の役職名	広域保険担当室長								
7. 他の評価実施機関									
—									

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	被保険者及び同一世帯員並びに被保険者及び同一世帯員であった者
その必要性	被保険者の資格管理、一部負担金の判定及び保険料賦課に関する所得、課税情報の提供、保険料の徴収のため。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<p>後期高齢者医療制度の被保険者の資格管理、保険証作成、保険料計算、保険料の通知を行う上で必須となる情報である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報、連絡先等情報は、事務全般に関して必要となる基本情報である。 ・業務関係情報のうち、地方税関係情報は、保険料計算や医療の自己負担割合判定にのみ利用。 ・年金関係情報は資格管理、保険料計算(特別徴収)に利用。 ・障害者福祉関係情報は、障害認定に関する事務を行うために利用。 ・生活保護・社会福祉関係情報は、資格管理に使用。 ・介護・高齢者福祉関係情報は、高額医療・高額介護合算療養費に使用。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	福祉長寿部 国民健康保険課 広域保険担当室

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (庁内連携共通基盤システム)	
③使用目的 ※	被保険者の資格情報管理、保険料計算のため。	
④使用の主体	使用部署	国民健康保険課広域保険担当室、常盤平支所、小金支所、小金原支所、六実支所、馬橋支所、新松戸支所、矢切支所、東部支所
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	(1)被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報、障害認定情報、生活保護受給者情報を入手し、広域連合に照会し、広域連合から被保険者情報の提供を受け、管理する。 (2)保険料賦課及び一部負担金判定に必要な所得、課税情報を入手し、広域連合に照会する。 (3)保険料の特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 (4)広域連合から提供される賦課情報を管理する。 (5)保険料の期割、収納、滞納情報を管理し、広域連合に照会する。	
	情報の突合	個人番号をキーとして事務全般において個人を特定する。その個人番号を元に、住民記録情報や所得情報を得て後期高齢者医療制度の資格管理や保険料計算を行う。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

移転先1	千葉県後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	<p>【住民基本台帳情報】 ・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項、第10項</p> <p>【住民基本台帳情報以外の情報】 ・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項、第138条</p> <p>市区町村と広域連合は別の機関であるが、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日府番第27号、総行住第14号、総税市第12号)の記の2により、窓口業務を構成市区町村に残しその他の審査・認定業務等を広域連合が処理する場合などについては、同一部署内での内部利用となると整理されている。このため、本市が千葉県広域連合に情報を送付することは、同一部署内での内部利用となるが、本評価書においては、本市から広域連合に特定個人情報を送付することについて、便宜上「移転」の欄に記載している。</p>
②移転先における用途	・被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第50条等)、一部負担割合の判定(同法第67条等)や保険料の賦課(同法第104条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む。)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理する必要があるため。
③移転する情報	<ol style="list-style-type: none"> 1. 資管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者資格に関する届出: 転入時等に本市窓口において、被保険者となる住民より入手した届出情報。 ・住民基本台帳情報: 年齢到達により被保険者となる住民及び世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民及び世帯構成員の住基情報(世帯単位)。 ・住登外登録情報: 年齢到達により被保険者となる住民及び世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民及び世帯構成員の住登外登録情報(世帯単位)。 2. 賦課・収納業務 <ul style="list-style-type: none"> ・所得・課税情報: 後期高齢者医療の被保険者の保険料及び一部負担割合算定に必要な情報。 ・期割情報: 本市が実施した期割保険料の情報。 ・収納情報: 本市が収納及び還付充当した保険料の情報。 ・滞納者情報: 本市が管理している保険料滞納者の情報。 3. 給付業務 <ul style="list-style-type: none"> ・療養費関連情報等: 本市で申請書等をもとに作成した療養費情報等。
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[1万人以上10万人未満]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・被保険者(※): 75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者) ・世帯構成員: 被保険者と同一の世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () </div> <div style="width: 45%;"> <input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 </div> </div>
⑦時期・頻度	<ol style="list-style-type: none"> 1. 資格管理業務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被保険者情報 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度 (2) 被保険者証発行用情報(被保険者証に関する情報) 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度 (3) 住所地特例者情報 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、月次の頻度 2. 賦課業務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保険料情報 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度 3. 給付業務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 療養費支給決定通知情報 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、月次の頻度。

移転先2	市民部 市民課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条
②移転先における用途	住民票への記載
③移転する情報	後期高齢者医療制度資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上 <選択肢>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療制度被保険者
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他（ 庁内共通連携基盤システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	資格情報の異動発生時に随時連携
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p>○保管</p> <p>1. 届出書及び印刷物における措置 ・特定個人情報が記載されている届出書及び印刷物は、施錠できるキャビネットに保管する。</p> <p>2. 既存国民健康保険システム、庁内共通連携基盤システムにおける措置 (1) 特定個人情報は、データセンター及び庁内のサーバ室に設置された既存国民健康保険システム及び庁内共通連携基盤システムのデータベースに保存され、バックアップデータもデータセンター及び庁内のサーバ室に設置されたデータベース上に保存される。 (2) 本市では国民健康保険システムデータを磁気ディスクで調製しており、入退室管理されたサーバ室に設置し、アクセス制御機能のあるシステムにおいて保管している。 (3) システムが設置されるサーバ室の入口での入退室チェックを行い、許可された者のみが入室できる。 (4) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、利用業務・利用機能の制限をし、認証（ログイン）、認可（処理権限の付与）、監査（ログ保存）を行っている。 (5) 一般ユーザが使用する既存住基システム端末については、生体認証によるパソコンのログイン、システムのログインを行っている。</p> <p>3. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバ・プラットフォームは、データセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 (2) 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>○消去</p> <p>1. 届出書及び印刷物における措置 特定個人情報が記載されている届出書及び印刷物は、施錠できるキャビネットに保管し、廃棄の際はシュレッダー処理等を行い、外部業者による処理の場合は、セキュリティに関する覚書等を交わし、溶解証明書等の提出を義務付ける。</p> <p>2. 既存住基システムにおける措置 特定個人情報の消去は、保管期間を経過し、システムを圧迫する様な状況となった場合のみ、システム管理部門の管理・指示により実施する。</p> <p>3. 庁内共通連携基盤システムにおける措置 (1) 特定個人情報の消去は、保管期間を経過し、システムを圧迫する様な状況となった場合のみ、システム管理部門の管理・指示により実施する。 (2) ディスク交換及びハード更改等の際は、庁内共通連携基盤システムの保守事業者により、保存された情報が読み出しできないよう、物理的に破壊し、又は専用ソフト等を利用し、完全に消去する。</p> <p>4. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1) 特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 (2) ディスク交換及びハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

◆収納滞納・資格・賦課

- 1.コンビニ再発行区分管理
- 2.コンビニ収納データ取込
- 3.コンビニ速報確報
- 4.介護特徴依頼情報
- 5.確定延滞金
- 6.確定時効完成日
- 7.確定督手延滞金
- 8.還付内容
- 9.期別保険料
- 10.口座引落結果
- 11.口座振替開始通知済履歴
- 12.口座振替全期前納依頼金額
- 13.口座振替全期前納対象者
- 14.広域送信済期割情報
- 15.広域送信済税情報
- 16.広域送付対象累積
- 17.資格履歴
- 18.時効中断停止
- 19.収納期別保険料
- 20.収納年額保険料
- 21.住所地特例者管理
- 21.充当内容
- 22.出納閉鎖日管理
- 23.所得照会履歴
- 24.消込用納付書
- 25.新旧番号管理
- 26.折衝記録
- 27.送付票
- 28.滞納期別
- 29.滞納繰越管理
- 30.滞納者情報
- 31.特徴異動情報
- 32.特徴口座振替対象者管理
- 33.特徴対象者管理
- 34.督促催告
- 35.年額保険料
- 36.納付書
- 37.被保険者資格内容
- 38.分納仮納付書
- 39.分納計画
- 40.分納計画_納付予定
- 41.納誓約基本
- 42.文書発行事由
- 43.文書発行履歴
- 44.メモ情報
- 45.福祉税マスタ
- 46.連携税マスタ

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置 窓口において申請内容及び本人又は同一世帯員（身分証明書等）であることの確認を厳密に行うとともに、システムへの情報登録を行う入力者と入力者以外の者が入力内容を確認することにより、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>2 対象項目以外の情報を入手することを防止するための措置 申請書等の記載項目について、必要な項目のみにしている。 業務に必要な項目の情報以外を登録できないことをシステム上で担保している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請窓口は、窓口ごとに仕切り板で区切り、特定個人情報が他者に漏えいすることのないよう配慮する。 ・受付、受取した申請書等は、所定の場所に散逸しないよう速やかに保管する。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 後期高齢者医療システムにおける措置 庁内の他のシステムからアクセスできないよう適切なアクセス制限を講じており、目的を超えたひも付けが行われないように措置している。</p> <p>2 庁内共通連携基盤システムにおける措置 (1) 個人番号利用事務以外の業務では、個人番号が含まれない画面表示とする。 (2) 個人番号利用事務以外の業務から情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供し、個人番号には一切アクセスできないよう連携構築及びアクセス制御を行う。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>1 定められた方法により認証を行う。 2 ユーザごとに利用可能な機能を制御することで不正利用が行えない対策を実施する。 3 システムの利用できる端末を制限することにより、不要な端末からの利用ができないようにする。</p>
その他の措置の内容	<p>1 アクセス権限の発効管理・失効管理を行う。 2 共有ユーザIDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。 3 アクセス権限の失効時にはシステムの権限だけでなく、端末にログインするためのアカウントも停止させる。 4 操作者による認証から認証解除を行うまでの間、操作処理記録を残す。 5 年に1回程度、記録事項に問題がないか点検を行う。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	1 管理責任者等を含む、人員、業務の管理体制を、あらかじめ文書で提出する。 2 直接又は間接に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。 3 許可なしにデータを指示目的以外に使用又は第三者へ提供してはならない。 4 許可なしにデータを複写又は複製してはならない。 5 必要と認めたときは、委託先に対して業務の処理状況の調査及び報告を求めることができる。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	契約に基づき再委託等は禁止とし、業務の処理を第三者に委託し、又は、請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の書面による承諾を得た場合は、この限りでないとしている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
1 「機密情報の取扱いに関する覚書」を取り交す。 2 外部委託業者の選定に際しては松戸市情報セキュリティポリシー等に従い、各所属長が業者に対して個人情報保護管理の体制が適切かどうかを適時確認する。 3 個人情報保護に関する規程、体制の整備、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置、利用者の認証、許可、操作ログの記録を明確化し、業者の個人情報保護管理体制を確認した結果、基準に満たない業者とは委託契約を締結しない。		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	1 番号法等の法令に基づく事務以外には移転は行わない。 2 移転の記録を残し、法令に基づかない利用がないか確認する。	
その他の措置の内容	・庁内共通連携基盤システムを利用した情報の移転は全て記録を残しており、どのシステムから移転の要求があったかまで記録される。 ・サーバ室等への入室権限及び特定個人情報ファイルを取り扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、情報の持出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
1. 不適切な方法で移転が行われるリスク (1) 許可した移転先のみデータに移転する機能を整備し、厳格に管理する。 (2) 移転に関する運用方法及び手続きを明確に管理、周知する。 2. 誤った情報を移転してしまうリスク、誤った相手に移転してしまうリスク (1) データの移転は、管理者権限を付与された者のみが行う。 (2) 許可された移転先のみデータに移転する仕組みを備え、厳格に確認・管理する。 (3) 番号法等の法令で定められた相手に対し、移転先に応じた項目のみを移転できる機能をシステム上で構築する。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>1 庁内共通連携基盤システムにおける措置 (1) 特定個人情報の入手は、権限を付与された者のみが行う。 (2) 特定個人情報の入手について、操作ログの確認・管理・点検を行う。</p> <p>2 中間サーバソフトウェアにおける措置 (1) 情報照会機能(注1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(注2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証の受領後、情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 (2) 中間サーバの職員認証・権限管理機能(注3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (注1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (注2) 番号法別表第二及び第19条第8号に基づき、事務手続毎に情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (注3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能及び特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>特定個人情報の提供時には、情報照会・情報提供(参照を行った時刻・端末・職員・住民の情報等)の記録をデータベースに逐一保存することにより、不正な照会を防止する。</p> <p>1 庁内共通連携基盤システムにおける措置 (1) 庁内共通連携基盤システムへのシステム接続は、認証されたシステムのみが可能となっている。 (2) 庁内共通連携基盤システムへのシステム接続は、ID、パスワードが必要であり、庁内共通連携基盤システムへの設定が行われたシステムのみが接続可能である。 (3) 通常のシステム操作権限を持つユーザでは、庁内共通連携基盤システムへの接続は不可能であり、管理者のみが設定及びサーバにアクセスできる。</p> <p>2 中間サーバソフトウェアにおける措置 (1) 情報提供機能(注)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 (2) 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 (3) 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 (4) 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (注) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

1 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置
 (1) 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を防止する仕組みになっている。
 (2) 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置
 (1) 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
 (2) 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
 (3) 中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
 (4) 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	1 本市における物理的対策 (1)届出書等については、施錠できるキャビネット等に保管する。 (2)セキュリティ区域を明確にし、入退室管理を行う。 (3)許可された者のみ、定められた方法によりサーバ室への入室を可能にする。 (4)サーバ室内には生体認証設備と監視カメラを設置する。 (5)バックアップ媒体は、サーバ室内の施錠管理されている場所で保管する。 (6)停電(落雷等)によるデータ消失を防ぐため、各サーバに無停電電源装置を付設する。 2 本市における技術的対策 (1)コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスチェックを行う。また、最新の不正プログラムに対応するため、定期的にウイルスパターンの更新を行う。 (2)不正アクセスを防止するため、ファイアウォールを設置する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

1 中間サーバ・プラットフォームにおける物理的措置
 (1) 中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理を行う。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。

2 中間サーバ・プラットフォームにおける技術的措置
 (1) 中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
 (2) 中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
 (3) 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

8. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [<input checked="" type="radio"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/>] 十分に行っている [<input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>1 所管課における措置 個人情報保護について、随時、所属内研修を実施する。具体的には、年度当初に重要情報の取扱いに関する教育・啓発を実施する。他機関における事故等が発生した場合は、その原因と対策を速やかに把握し、事務における教育・啓発を行う。</p> <p>2 本市における教育・啓発 (1) 情報セキュリティ研修に併せ、特定個人情報の取扱いについて研修を実施する。 (2) 松戸市情報セキュリティポリシーに準拠し、違反した職員及びその監督責任者は、その重大性、発生した事案の状況等に応じて、地方公務員法による懲戒処分の対象とする。</p> <p>3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 (2) 中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、あらかじめ運用規則等について研修を行う。</p>
10. その他のリスク対策	
<p>1 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	松戸市 総務部 総務課 情報公開担当室 電話番号047-366-7107
②請求方法	松戸市個人情報の保護に関する条例第10条に基づき、個人情報開示請求書に必要事項を記入し、窓口提出する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	松戸市 福祉長寿部 国民健康保険課 広域保険担当室 〒271-8588 千葉県松戸市根本387番地の5 電話番号 047-712-0141
②対応方法	問合せ受付時に、その対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年11月25日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	I-6評価実施機関における担当部署	②所属長 鈴木 昌夫	②所属長 原島 和夫	事後	人事異動
平成28年6月30日	Ⅲ-7過去3年以内の重大事故の発生	発生あり	発生なし	事後	事故が過去3年以内では発生していないことにより修正
平成29年7月31日	I-6評価実施機関における担当部署	②所属長 原島 和夫	②所属長 池田 俊彦	事後	人事異動
令和1年6月27日	I-6評価実施機関における担当部署	②所属長 池田 俊彦	②広域保険担当室長	事後	様式改正
令和1年6月27日	Ⅲリスク対策		Ⅲ リスク対策を記載	事後	様式改正
令和2年7月10日	Ⅱ-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託④、⑤、⑥	再委託しない	「再委託する」に変更し、再委託の承諾方法、再委託事項を追記	事後	見直しによる修正
令和3年7月26日	Ⅳ-2特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	千葉県松戸市根本387番地の5 電話番号 047-366-7342	〒271-8588 千葉県松戸市根本387番地の5 電話番号 047-712-0141	事後	問い合わせ先変更